川崎市子ども・子育て会議委員公募要領

（趣旨）

第１条　この要領は、川崎市子ども・子育て会議の委員（以下「委員」という。）の公募の実施に当たり、当該委員の公募方法等について必要な事項を定めるものとする。

（公募の人数）

第２条　公募委員の人数は、原則として２人以内とする。

（応募資格）

第３条　委員の公募に応募することができる者の資格は、次のとおりとする。

（１）原則として年齢１８歳以上の者

（２）原則として本市に引き続き１年以上居住している者

（３）委嘱予定日において、本市の他の附属機関等の委員でない者

（４）本市の職員でない者

（５）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第６条第２項に規定する保護者

（応募方法等）

第４条　応募者は、申込書及び８００字程度の小論文（様式は自由）を、電子メール、郵送又は持参により提出するものとする。

２　前項の申込書及び小論文の提出は、市が指定する電子申請フォームへの入力又は添付により行うことができる。

（申込書の記載事項等）

第５条　前条の申込書又は電子申請フォームには、次の事項を全て記載し、又は入力するものとする。

（１）応募者の氏名、氏名のフリガナ、住所、電話番号、電子メールアドレス及び生年月日

（２）市民となった日

（３）子どもの生年月日

（４）小学生以下の子どもの主な日中又は放課後の活動場所（幼稚園、保育所、わくわくプラザ、自宅等）

（５）現在の職業等

（６）主な職歴

（７）活動経験（子育て支援の活動やボランティア活動、市政モニター等の主な活動経験）

（８）応募理由

２　前条の申込書及び小論文は、返却しないものとする。

（選考方法等）

第６条　公募による委員の選考は、応募者から提出された応募内容及び小論文を対象として、書類選考により行う。

２　前項の選考は、川崎市子ども・子育て会議公募委員選考委員会により行う。

３　選考の結果は、全ての応募者に通知するものとする。

（特例）

第７条　公募を行った場合において、次に掲げるときは、再公募によらないで委員を選考することができる。

（１）応募期限までに応募がなかったとき。

（２）応募者の全員が応募資格を満たさなかったとき。

（３）選考の結果、適任者がなかったとき。

（４）応募者数が公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。

（５）応募者の一部が応募資格を満たさなかったことにより、公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。

（委任）

第８条　この要領に定めるもののほか、委員の公募に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附　則

この要領は、平成２５年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年１月７日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、令和４年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年１０月１日から施行する。